

令和2年度 第2回 計画策定部会【第2部会】
議事録

日時：令和2年10月8日（木）13：30～15：30

場所：中央北生涯学習プラザ2階「学習室1（A・B）」

1. 開 会

- ・事務局より、感染症拡大防止の取組（会議中のマスク着用など）についての説明
- ・事務局より、出席委員7名で会議成立の報告

2. 議 事

- ・事務局より、配布資料の確認

（1）個別調査・分析事項の結果について

- ・事務局より、資料1「個別調査（グループホームの利用意向に係るアンケート）の結果概要」について説明。

（質疑応答）

部 会 長：これは、例えば年齢的な区分は分かるのか。

事 務 局：本日は概要ということで、そこまでの準備はなかったが、年齢も記入いただいているので、クロス集計をかけることもしている。前回の整備方策を見ていただいた中でも概略だったが、市の内部での予算要求のやりとりの中ではさまざまなクロス集計をかけている。年齢や喫緊度合い、アンケート以外でも、例えば在宅サービスを使っている方で単身独居の方とか、住民基本台帳の情報と突合し、潜在的なニーズも出している。何か必要とか、各団体の中でフィードバックして欲しいということがあれば、基礎データをまたフィードバックさせていただく。

部 会 長：例えば家族と暮らしているというのは、親が若ければまだ大丈夫だと思うが、高齢化していくとどうしても親の介護が難しくなる。グループホームや施設という形を求めていると思うが、そういう意味で年齢というのは、関係がどうあるのかというのが大事だと思う。

（2）基本施策（障害者計画）の更新案について

- ・事務局より、資料2「尼崎市障害者計画の基本施策（取組内容）の更新（案）」より、教育分野について説明。

（質疑応答）

委員：インクルーシブ教育と特別支援教育は両立するものだと思うが、現状は特別支援学校に進学する児童生徒が大変増えている。地域の学校で、インクルーシブ教育で障害のある子もない子どもともに学ぼうという、国の施策に反している状況が見られる。その点について、どのように感じているのか。それと就学指導で、幼児期から小学校に入学する時に、親と学校の先生と教育委員会の先生方、専門医等と相談する機会があると思うが、

可能な限り、親の意見を尊重すると書かれている。私が聞く範囲では、希望していても、暗に予算がないのでここまでのことしかできないが構わないかと言われて、特別支援学校に行くというケースを多々聞いている。可能な限り親の意見を尊重するという文言は、ずっと前から見るが、実態は果たして本当にそうなのかと疑わざるを得ないような事例をいくつか聞いている。例えば、保護者の希望があれば第三者の方に入っていたことができるのか。何か遠回しに、特別支援教育はその子が将来できることが増えるようにするのに個別の教育が良いと勧められているような感覚が個人的にある。地域の学校で、みんなで一緒に学ぶ中で、その子のニーズに応じた支援、合理的配慮をもらうような形にしていくべきだと思うが、それが逆行しているところを、どうにかしないといけないのではないかと、数年前からずっと思っている。私達の現場の気持ちの感覚と先生方の感覚は、果たして合っているのかと思う。

事務局：特別支援学校に進学する子どもが増えていることについて、教育支援委員会では、特別支援学校という判定が一定出るが、保護者の方に最終的には選んでいただいて、保護者の意向を尊重する形は取ってきている。ただ、学校の設備が整っているかどうかとか、人員の確保とか、学校として十分な教育がなされない場合があると思うので、そういった場合には特別支援学校を勧める形で就学相談が行われていると思う。また、逆のパターンの方も最近増えている。地域の学校でも行けそうだけど、保護者の希望で特別支援学校にという方も最近とても増えてきている。インクルーシブ教育ということもあるので、より一層、保護者と本人の希望に応じた形での教育の場の決定に努めていきたいと考えている。

委員：色々なケースがあると思うが、尼崎市の現状と他市の現状とか全国的な流れを振り返ったり、調査したりする機会はあるのか。

事務局：教育的な面のことか。

委員：特別支援教育とインクルーシブ教育は共存できると思うが、特別支援教育にすごく目があっていて、インクルーシブはどこいったのかと感じる。インクルーシブの中に特別支援教育というように私は理解しているが、尼崎市教育委員会とか現場の先生方、特に管理職の先生方は、このあたりをどう考えているのかと常々お伺いしたいと思っている。少し国の方針とは違うと思う。指導委員会の中で、親の意見と親の気持ちが本当に尊重されているのかと疑問に思う部分がある。もう少し風通しの良いところで話し合いができるような工夫というか、そういうことも考えていただけたら、親もプレッシャーにならないで済むのではないと思う。

事務局：就学相談の場でという理解で良いか。

委員：そのとおりである。もしくは、校長先生との話の場で、どうしても今からお世話になるかもしれないから、あまり波風立てると学校に入った時に困ると思い、なかなか親は言えない。そこを上手く支えてくれる第三者の方がいると、少し心強くなるのではないかと以前から感じていたので、そういった意見があることをお伝えいただければと思う。

事務局：了解した。

インクルーシブ教育と特別支援教育という用語が出ていますが、議論を今後も進めていく上で、インクルーシブ教育と特別支援教育の定義、こういうものだというのを、委員

全員で共有があった方が今後議論を進めやすいと思う。用語の内容等も含め、少し説明させていただけたらと思う。

部会長：ではお願いしたい。

事務局：尼崎市として考えているインクルーシブ教育について、色々な場でインクルーシブ教育の定義があると思うが、尼崎市としてはオールインクルーシブではなくて、国の通知にもあるが、「共に学ぶ場」とともに「それぞれの子ども達が学ぶ個別の場」という、通常学級とか通級指導、特別支援学級、特別支援学校、色々な学びの場を用意しながら、それぞれの子どもに適した場ということで、進学相談等を行っている。インクルーシブ教育と特別支援教育という言葉のそれぞれの定義については、特別支援教育は尼崎市としては教育全体の場で、通常学級に発達障害等で支援の必要な子もいるし、発達障害等がなくても、特性で支援が必要な子もいるので、教育全体の中で支援が必要な子ども達の教育という意味で特別支援教育という言葉を使っている。

部会長：国際的な障害者の権利条約という形で出てきていて、インクルーシブは別に、教育だけに限定しているわけではなくて、日本では障害を持てば施設が当たり前だった。脱施設ということも世界的に行われてきて、日本でも脱施設を進めようという形で、グループホームという形できている。さらに教育に関しても、日本ではどちらかというと特別支援教育、障害を持っていたらそこに行きなさいという形で、就学時に判定されて、特別支援教育じゃないかという形で多く行われてきたと思う。インクルーシブ教育が国連でも高らかに謳われていて、それに伴って、日本でもそういう改正が出てきた。障害者に関する法律は国連の権利条約によって改定して、障害者雇用促進法も変えられてきたし、障害者基本計画等も変えられて、さまざまな合理的配慮を行いながら、地域で共に生きていく、地域で共に学ぶというのが基本的な大きな流れだと思う。そういう面でも教育が一番の基本で、特に先生方、管理職の先生方が、来てもらっては困るとか、うちでは十分な支援ができないと言ってしまうと、親も、どうしてもダメなのかという形で、地域から一緒に学ぼうという形ではなくて、ある面で特別支援学校等に行かざるを得ないようなことも確かに起こっているという話はよく聞く。

これは私の考えであるが、すべての障害者差別は、基本的には、地域で共に学ぶということ、障害のある人がいるのが当たり前だという基本的な考えをみんなが持てば、障害を特別に差別することもなくなっていくと思う。アメリカに20~30年ぐらい前に行った時に、障害者雇用の現場を見て、いろんな形で共に学んでいるところを見た時に、なぜこういう形で一般の職場で受け入れているのかと雇用者に聞いたことがある。そうすると、私達は地域社会の中で子どもの時から障害を持った人達が共に学んでいるので、障害を持っている人がいるからといって、特別にそれがおかしいとも思わない。その人が、何ができるかということが基本的には大事であって、障害を持っているからという形で差別はしないということを言っていた。教育の現場から、障害があってもなくても共に学ぶのが当たり前だという考え方を持っていたら、差別されたり差別したりすることはなくなっていくのではないかと思う。とても印象に残っていることを事例として言うと、カリフォルニアのバークレー校に行った時に、自立支援のセンターがあって、そこに徳島から来ている女性がいて、日本とアメリカの違いは何かを聞くと、車椅子で戸

が開けられなければサッと来てドアを開けてくれると言っていた。それから、もう1つ、スーパーに行った時に、小さな子どもがいて商品を取ってくれたので「ありがとう」と言うと、そのお母さんが「ありがとうと言うのは、むしろ私の方です。この子に教育の機会を与えてくれてありがとう」と言われたそう。共に学ぶということについて、先生が「一緒に学びましょう」あるいは「助けましょう」と言うのではなくて、共にいることの中から助け合っていくということで、基本的には共に助け合う、あるいは困っていたら助けるという仕組みが出てくると思う。ただ単に、困っていたら助けましょうと言うだけではなくて、一緒に生活する、あるいは学ぶことが基本的な考え方ではないかと個人的に思う。そういう面で、教育は基本的に一番大事な基礎になるので、やはり共に学ぶ、インクルーシブという考え方は大変大事ではないかと思う。

委員：母親が精神疾患を発病して1度入院して、また先日から入院されたところがあまよう特別支援学校に行っているが、訪問教育の対象になっている。呼吸器を付けているということで。学校での生活は、子どもにとって、寝たきりであろうが、呼吸器をつけていても、成長への色々な関わりがある時期だと思う。昨年の、特別支援教育の現状についての文部科学省の有識者会議の中でも、医療的ケアを受けている子ども、生活リズムの形成とか、意思を伝える力、自己肯定感、自尊感情の向上、信頼関係の構築というのは、通学することや同じ年代の子達と関わることで向上していくという話が出ていた。その母親が精神疾患を発病してしまった原因は、色々なことがあると思うが、1つは学校で、子どもを学校に行かせてやりたい、普通校もそうだし、訪問教育の対象と言われても、学校へ行かせたいという親の気持ちは、みんな同じだと思う。そこに呼吸器を付けている場合の考え方をお聞かせ願いたい。完全に保護者同伴でなければならない。送迎のタクシーを使って行けば、子どもを抱いて移動させられるが、母親の車で行くと学校内には車を停めてはいけないと言われ、外の駐車場に行っている間で子どもから離れる時間も見られないと言われたということで、どう行けば良いのか。一時も学校から母親は出られない。半日いたとしても、一切出られないというのが、繰り返していく中でだんだん負担になってきている。コロナ前は、医療的ケアも、たまに手伝ってくれていた。親が絶対ついておかないといけないことであるので、親が行ける時もあれば、たまに看護師さんがしてくれていた。でも、コロナ後は全く協力が無い。気管切開している児童は、医療的ケアをしてもらっているのに、呼吸器をつけた子はできませんと言われた。学校の先生の色々な説明の中の一部しか取ってないのかもしれないが、親とすればできないことをどんどん言われて、積み重なっていくことがとてもしんどいことで、この母親をどうケアしてあげれば良いかという中で、やはり子どもを学校に行かせたいという気持ちの中で、少しでも軽減できることはないかと思う。訪問教育の対象となる定義とか、あまよう特別支援学校では、そういう子どもをどうしているのか聞かせていただきたい。その中で、何か改善できることがあれば良いと思っている。

事務局：訪問教育の定義については、人工呼吸器を付けていて、常時頻繁に医療的ケアを必要とされるというところで、その部分が定義となってくる。付き添いについては、確かに保護者の車で送迎した場合は、外の駐車場に停めてくださいと学校では伝えていると思う。ただ、私の知っている限りでは、少しぐらいは離れられると聞いていたが、現状は

そうではないということだったので、それについては調べさせていただく。

また、コロナ前は医療的ケアを看護師がしてくれていたというところについては、コロナのことがあって、委託で入っている病院でも、コロナ患者の受け入れをされていることもあり、とても慎重にされている。コロナが終息するまでは、保護者がしている方には、保護者にして欲しいという形で話はされている。コロナの後は、保護者が来られている方については保護者が医療的ケアを行っているという現状もあると聞いている。

委員：少しでも学校に連れて行って、子どもも親がいない時間はすごく大事な時間で、緊張しながらも成長できる時間だと思う。そのあたりについて、医療的ケアが必要な人の項目で充実をしていただけたらと思う。

事務局：文部科学省の通知にも、できる限り保護者が離れて子どもの自立を促すという文言もある。市としても、その点については課題としている。看護師がどこまで医療的ケアを行うか、来年度に向けて検討しているので、できる限り保護者の負担が減るようにしていきたいらと考えている。

委員：色々な箇所に専門性という言葉が出てくるが、これはどういう意味の専門性なのか。全て専門性の向上と出てくるが、どういう専門性の向上の意味なのか伺いたい。

事務局：具体的に文言として載せた方が良いという意見ととらえたら良いか。

委員：どういう専門性なのか。教育職員の専門性の向上としか書いてないので、何の専門性なのかよく分からない。

事務局：特別支援教育の指導支援における専門性を指している。子どもの特性のとらえ方とか指導の仕方、保護者対応の仕方とか、とても多岐にわたるので、具体的に書くとすごく長くなってしまうので、こういう文言になっている。

委員：少し文言を変えていただくことが必要ではないかと思う。

事務局：検討していく。

委員：私の所属する団体においても、インクルーシブと特別支援のことで、通常学級の中ですごく苦労している子達が10%くらいいて、そこで支援を求めると、特別支援に行くかと区別されて、特別支援学校に行く。今はどうなっているか分からないが、それができなければ、支援がないまま、通常学級の中でやるしかないというのが一昔前だった。早期発見、早期支援もそうだが、発見されて、支援してくれるのではなくて、区別される。通常学級に来なくていい、特別支援に行ってもらいたいと言われてしまう、その矛盾がある。そこで、親の好きなように選んでいいと言われて、選択すると支援がないと言われる。現場では、どうしてもそういうことが起こりがちである。幼稚園、小学校、中学校、高校と分かれているので、その先生は、その後の姿、その子がどうなっていくかというのは分からないとは思いますが、その子の長い人生を考えた時に、その時期の先生達で決まるのは納得がいかないところがある。それから、中学校がやっぱりすごく厳しい。提出物や宿題が多くて、それについていけない子達が落ちこぼれて、不登校とかになってしまう。尼崎では特にそこが大きい問題だと思う。中学校のレベルが、工業高校とかで勉強するよりも高いぐらいの勉強をやらされすごく厳しい。卒業後の進路先として、特別支援学校と普通高校があって、その間に工業高校とか定時制とか通信がある。私学もあるが、公立高校を受けるのは半分あるかないかである。底辺だとどこに行くか

と言うと定時制とか、家庭の状況にもよって、工業高校に行ければ良いが、そこに行けない子達が大勢通信に行っている。私学の通信が多くあるが、通信を選ぶと、私学よりも高い学費になる。通信に行かないと定時制に行くしかなくなる。特別支援を選ぶことも多くなっていると言われていたが、親の中で本当に早くから障害のある人の道を決めて、20歳になったら年金を取って、障害者雇用を取って、制度の中でそういうように生きていくと早く決める人もいるが、それが良いかどうかは別で、普通に進学しようと思うと、ものすごく抵抗とかお金がかかる。同じようなレベルの子でも、どの道を選ぶかは親が決めると言うけど、実際子どもにとってどうなのか、親が良いわけでもない。親の意見よりも子どもにとって、良い道が一番考えて欲しい。子どもの時に一緒に学んでいること、今だと放課後デイサービスがすごく充実していて、障害のある子どもでも母親は働けるようになった。昔だと、学童保育の中で障害のある子どもと一緒に預かっていたのが、全て放課後デイサービスを利用しているので、放課後は障害のある子どもと遊んでいない状況がある。支援が充実すると、インクルーシブな領域はなくなってくるということもあると思う。教育は、それとは別に、その子にある程度まで成長を促すとか、一緒に過ごすとか、そういうところを大事にしてほしい。それから、下位10%とか15%の通常学級にいる子を、やっぱり支援してもらいたい。

事務局：通常学級の下の方の子達に関しては、小学校であれば支援を入れるようにしているが、中学校ではなかなか厳しいものがあって、最近多いのが、勉強についていけないから特別支援学級にという動きがある。私どもも、最近の中学校の、勉強ができないとすぐに特別支援学級にという現状は課題としている。学校とも連携を図りながら、通常の中でもどういう形で支援が入れられるのか、方向性を探っていきたいと思う。

委員：私は生まれた時から障害があり、小学校へ行く時にはまともに歩けなかった。小学校に行くまでに足を4回手術したが、まだその時は歩けていなかった。私は、ずっと普通校で学んできて、支援も私たちの頃は全く無かったので、親が背負って小学校に連れて行って、定期的に来てトイレに連れて行ってくれるという感じだった。今でも、一般の友達で小学校の友達がいる。私は歩けなかったが、少し発達障害のような方も、私たちの頃は養護学校に行かないで普通校にたくさん行っていた。それでもみんな、平和に楽しく学校に行っていた。今の話や支援が進むに至って、みんなが普通校ではない方に流れて、徐々に少なくなっていく。私が小学校3年の時に今のあまよう特別支援学校ができて、私の所属する団体には、私と同じ学年のあまよう特別支援学校出身者がたくさんいる。ただ一つだけ言えることは、私の個人的な意見にはなるが、私もあまよう特別支援に行っていたら楽だったのではないかと思う。ずっと、すごく苦しかった。本当に苦しかった。健常の人のようには何もできない。みんな黒板に行って字を書いているのに、私も字は書けるのに、黒板に字を書きに行けないし、体育の時はずっと見学だし、常に中に入っていけないことがものすごく辛かった。だから、一概に親の気持ちと言っても、うちの母は私を非常に厳しく育てた。できるようになりなさいというような親だった。私は性格上、それを乗り越えられたけど、乗り越えられない人もいっぱいいると思う。成長過程において、もし子どもがもうしんどいと言うようになったら、お母さんの気持ちも大切だけど、そういった支援を受けられるようにしてあげて欲しいと思う。

それと、先生が言われたように、私もアメリカに少し留学していたが、アメリカでは本当にバスも車椅子で乗れるし、日本の今の車椅子を乗せるバスではなくて、リフトバスにスムーズに乗せてもらえる。日本も早くそうなってくれると良いと思う。

委員：今年度、障害のある子に1人1台、ノートパソコンが配られるということだが、それによって教育が変わってくると思う。オンラインとか、そういう変化はこれからあるのか。

事務局：補助装置もかなり開発されているので、そういったものを使って、支援の必要な子達も何らかの形で参加できる、障害の特性や程度に応じた参加の仕方を模索できればと思っている。その装置が導入されていると言われると、あまよう特別支援学校にはかなり導入されかけているので、それを参考にしながら、地域でも必要などころがあればという動きは、今後出てくると思う。

委員：その活用をしっかりとしてもらいたいと思う。遠隔授業で自宅にいながらとか、これからは学校で学ぶだけではない時代になってきている。学校に行かなくても学べて、移動がなくても自宅でとか、色々な方法がある。その子ども達が、例えば今だとテレワークとか、会社や職場に行かなくても自宅で仕事ができたり、そういう能力を高めて一般の人と同じということであれば雇用にも関わってくる。障害のある人でも、できる人はこういう能力を高めて、給与水準も上げられるような教育とか。1人1台入るので、そこで何とか子ども達の能力を高める教育をしてほしい。何かそういうことを検討いただけたらと思う。

委員：あまよう特別支援学校の専門性の向上、センター的機能の充実と、一方で次のページでは教職員の特別支援教育の専門性の向上、各学校園でも専門性の向上とある。研修も含めてやるが、その取りまとめと言うか、大きな役割としてあまよう特別支援学校にセンター的な機能で集約したり、もしくはそこから派遣したりするようなことを今後考えていくというイメージで良いか。

事務局：従来からあまよう特別支援学校から職員が市内の学校に出向いて支援をしているが、さらに充実させる形で考えている。

委員：先程の色々な議論の中からもそうだが、専門性の向上は我々、障害福祉の分野でもずっと対応しているが、それが十分かと言うとまだまだだと思う。一方で、私が所属している障害支援センターとかでは、成人になった方、学校教育とか色々を受けて来られた方について私が感じるころは、本人達の障害特性とかもあると思うが、それに応じた自己決定や選択が上手くできていたのか、引っ掛かる人が多いと思う。小学校とか中学校や高校に上がる時もそうだが、選択が苦手な方々もたくさんいると思う。そこでいかに自己決定、自己選択ができるようにサポートするかだと思う。うまく選択できない方もいると思うので、時間をかけて色々納得した道を、結果としてうまくいかない時もあるかもしれないが、それをやっていくことがすごく大事だと思う。それを提供するのには教育を与える側であって、我々のように支援をする側の役割だと思う。専門性の向上には、それを抜きにしても上手くいかないという気がする。専門性の向上を望むのであれば、重点的に取り組んでいってはどうかと思う。

委員：こころの教育、2番目の教育効果のところ、障害福祉課の方には何度も話をさせてい

ただいたが、更新された文言で少し考えていただきたいと思うのは、不登校、引きこもりの支援についてというところ。何か、もう引きこもりや不登校になった人への支援と
思ってしまうので、私が活動している中では、心のケアとか予防教育について、計画
の中に入れていただきたいと思う。この参考資料の意見でも言わせていただいた部分には
なるが。

事務局：所管課とも協議して、やりとりの中ではあるが、文面だけでは予防的な観点
が少し弱いところがあるので、少し文言を検討させていただく。

教育関係について話をする機会がなかなかないところもあるので、最初に時間をとら
せていただいた。具体的に文言の修正については、部会の後にも、1週間ほど時間を設
けて、文章をこうした方が良くといった意見は受けるので、また意見をいただければ
と思う。

- ・事務局より、資料2「尼崎市障害者計画の基本施策（取組内容）の更新（案）」より、教育分野
以外について説明。

(質疑応答)

委員：生活環境で、市営住宅で入居の優先枠を設けるというところ。グループホームを開設
する、この定員数を上げていかないといけない、増やさないといけないということで、自
分でマンションを持っているオーナーがやるのなら家賃もいらぬが、多くの民間の場
合はマンションを借りて実施するとなると、なかなか資金も高い。市営住宅をグルー
プホームの開設者に対して提供するとか、補助するかして、何か活用できないか。開設
者を増やしたいという思いがあるが難しいのか。グループホームは重要なので、これ
から増やしていってほしい。

事務局：市営住宅の活用については意見をいただいております、所管課とも意見交換は
しているが、なかなかすぐにとというのは、尼崎市の状況では正直なところ難しい。
特に今、市営住宅は、どちらかという建て替えとか、そういった形で計画の取組を
優先したいというところがあるので、“すぐ”での実現性は難しいので、なかなか
書き切れなかったのが正直なところである。この計画にはなくても、整備方策の
ところで引き続き協議していくとか、その中でも、障害福祉としてはオーナーの
打診とか色々な形があるが、地域のグループホームはある程度、数が増えている。
そういったところの一層の支援と、質の担保に取組むところに力点を置いていき
たいと考えている。

委員：それともう1点、例えば立花駅の南側にエレベーターがない。あそこも乗降客
は多いし、市役所の最寄りの駅だし、千鳥屋さんの反対側はエレベーターがある。
このご時世で、それこそバリアフリーと言っていて、駅前でも乗降客も多くて、
市役所の最寄り駅だから、何とかエレベーターの設置を考えてもらえないか。
エレベーターを1基でも設置していただけたらと思う。乗降客の多い駅には
エレベーターを設置するだとか、一言入れてもらえたらという思いがある。
やっぱり必要だと思う。

事務局：答弁とか色々話を聞く中で、直接携わってはいないが、一応、南側には
少し離れて、エレベーターがあるということで、全体的な優先順位から言うと遅
くなっている。園田駅にも今エレベーターを作っているとか、そういった対応も
しているという意見を聞いて

ていただいて、それぞれの鉄道会社とも協議を図って取組を進めていくということになると思う。当然、市も負担するし、国も負担するし、鉄道会社も原則は負担することもあるので、市だけでは考えられない部分もある。積極的な、鉄道会社だけでもない部分があると思っている。これからも、公共施設等については、記載の通り、そういうものを建てる時には配慮していくところはあるが、この駅だけ特出しという形のもの、なおかつ代替措置が無くはないということになると、駅に対してすぐ入れるのかとなると、なかなか難しいものがあると思う。

委員：個別のJR立花駅と出さなくても、乗降客の多いところは積極的に進めていくと、一言でも入れてもらえたらと思う。

委員：雇用機会のところで、市役所で採用や雇用、色々な形態で増やしていくのは、すごく良いことだと思うし、ありがたいと思うが、障害者活躍推進計画にもあるように、一定期間働いて、活躍できるのであれば、いわゆる労働市場での働きに促していくという流れだと思う。他の障害を持っていない、雇用を区切った市役所職員の方が優秀な方とか、労働市場で活躍される方を、そちらで活躍してもらうように促しているのかどうなのかが、結構大事だと思う。というのも、障害を持つ方だから、労働市場の方に促すのは、障害を取り上げて差別しているのではないかというところに若干引っかかってくるのが気になる。他の方も同様に労働市場で活躍できるのであれば、そちらに行ってもらおうと言うのであれば別だが、そこが気になる。

事務局：障害者雇用の取組を人事部局で進めていて、コロナ関係で少し遅れている部分があるが、11～12月頃を目途に、支援員を含めて、障害者雇用で複数名雇用して、市役所の中でも作業をしていただくような取組を始める。そこでずっと働くのか、もしくはそこである程度経験を積まれた方を民間企業につなげていくように取り組んでいこうという流れになっている。新たに今年度できた課で、取組も少しコロナで遅れているところもあり、障害のある方だけ有期で区切って、民間につなげるという考え方はどうなのかという問題提起は受け止めたいと思う。そのあたりについて、私たちもそれぐらいの情報しかなくて、そこは本人の理解のもとでしていくのか、雇用にそういった条件をつけるのか、そういったところも踏まえて、今後所管課で整理されていこうと思う。

部会長：公共機関で言えば、尼崎市の場合、学校のエレベーター等はどうなっているのか。

事務局：定かではないが、特別支援学校を除いては、小学校・中学校でエレベーターがついている学校はないというのが現状になっている。

部会長：震災等の避難場所になっている。障害のある人だけではなくて、高齢社会になってくるので、車椅子等を使っている人が避難しようとしても、エレベーターが無ければどうするのかが一番大きな問題で、公共機関という形では駅等のバリアフリー化も必要だが、何よりも、学校のエレベーターのバリアフリー化が必要だと思う。そういうのは、ここでは入れられるのか。

事務局：意見がどういう趣旨かによる。インクルーシブ教育に向けた環境整備として入れるのであれば教育の方になるし、防災的な視点で入れるのであれば防災の方が良いと思う。そういうこと考え方が実際あるのかは確認を取りたいと思う。

部会長：例えば、文部科学省からそういう機関を、学校等もエレベーターも、もちろんバリアフ

リー法で新しく新築とか、新しくやっつけば義務化になってくるが、基本的には震災で、南海大震災が予想されている中では大きな課題なので、そこを考えていく必要があると個人的には思っている。

事務局：状況を確認する。

(3) その他

- ・事務局より、意見・提案シートについて説明。
- ・次回は、他の計画策定部会の進行、今後の取りまとめ状況により、改めて連絡。

3. 閉 会

以 上